

第 16 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例（平成 25 年足立区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の条名を削る。

第 2 条を削る。

付則第 1 号及び第 2 号中「第 1 条の規定中」を削り、付則第 3 号を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

住民基本台帳カード等の交付等に係る事務手数料の額を据え置く必要があるので、この条例案を提出いたします。